

筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和 51 年 12 月 13 日

条例第 7 号

改正	昭和53年 2 月27日 条例第 3 号	昭和55年 2 月26日 条例第 7 号
	平成 2 年 3 月30日 条例第 6 号	平成 4 年 4 月 1 日 条例第 4 号
	平成 8 年 3 月29日 条例第 5 号	平成 9 年 3 月31日 条例第 3 号
	平成16年 3 月31日 条例第 2 号	平成20年 2 月15日 条例第 5 号
	平成23年 2 月16日 条例第 4 号	平成28年 2 月25日 条例第 2 号
	平成31年 2 月20日 条例第 1 号	令和 2 年 2 月19日 条例第 2 号
	令和 2 年10月28日 条例第 5 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項及び筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和 48 年組合条例第 3 号。以下「給与条例」という。）第 11 条の 5 第 2 項及び筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年条例第 1 号）第 16 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 消防業務手当
- (2) 夜間特殊業務手当
- (3) 清掃処理業務手当
- (4) 火葬処理業務手当

(消防業務手当)

第 3 条 消防業務手当は、職員が消防の業務に関し特別の技術を要する場合又は特別の勤務をしたときに支給する。

(夜間特殊業務手当)

第 4 条 夜間特殊業務手当は、消防署及び分署に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時の間をいう。以下同じ。）において行われる消防等の業務に従事したときに支給する。

(清掃処理業務手当)

第 5 条 清掃処理業務手当は、環境センターに勤務する職員が、清掃業務に従事したときに支給する。

(火葬処理業務手当)

第 6 条 火葬処理業務手当は、火葬場に勤務する職員が火葬処理業務に従事したときに支給する。

(手当の額及び支給方法)

第 7 条 第 3 条から前条までの規定による手当の額は、別表のとおりとする。ただし、当該手当の額が月額をもって定めるものにあつては、その支給については給与条例第 7 条及び同条例第 8 条の規定を準用する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 5 月 1 日から適用する。

(筑西広域市町村圏事務組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)

- 2 筑西広域市町村圏事務組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 48 年組合条例第 8 号)は、廃止する。

(消防業務手当の特例)

- 3 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 1 1 号)第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、第 7 条本文の規定にかかわらず、防疫等作業手当を支給する。

(令 2 条例 5・追加)

- 4 前項に規定する手当の額は、同項の規定による作業に従事した当務 1 回につき 3, 0 0 0 円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円)とする。

(令 2 条例 5・追加)

附 則(昭和 53 年 2 月 27 日条例第 3 号)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日以後の従事に係る清掃処理業務手当から適用し、同日前の従事に係る清掃処理業務手当については、従前の例による。

附 則(昭和 55 年 2 月 26 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日条例第 6 号)

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後の従事に係る手当について適用し、同日前の従事に係る手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日以後の従事に係る交替勤務手当について適用する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日条例第 2 号)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例は、この条例の施行の日以後の従事に係る手当について適用し、同日前の従事に係る手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 2 月 15 日条例第 5 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の従事に係る手当について適用し、同日前の従事に係る手当については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 16 日条例第 4 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日以後の従事に係る手当について適用し、施行日前の従事に係る職員の特殊勤務手当については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日以後の勤務に係る職員の特殊勤務手当について適用し、施行日前の勤務に係る職員の特殊勤務手当については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第7条関係）

手当の種類		手当の額	
消防 業務 手当	機関業務（担当機関員）	当務1回につき	大型緊急自動車 250円
			中型緊急自動車 150円
			普通緊急自動車 100円
	特別救助隊業務（救助活動を行った場合のみ）	出場1回につき	400円
	救急業務（救急活動を行った場合のみ）	出場1回につき	救急救命士 400円
			その他の隊員 240円
	高所業務（地上10メートル以上の足場が不安定な箇所 で災害活動を行った場合のみ）	出場1回につき	400円
その他の災害出場業務	出場1回につき	240円	
夜間特殊業務手当	当務1回につき	240円	
清掃処理業務手当	勤務半日につき	200円	
火葬処理業務手当	1件につき	250円	